



平成 29 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 片倉コープアグリ株式会社
代表者名 代表取締役社長 野村 豊
(コード番号 4031 東証 1 部)
問合せ先 執行役員 総務本部副本部長(兼)総務人事部長 藤塚 弘
(03-5216-6611)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 102 期定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 単元株数の変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 102 期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案及び後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。

【ご参考】

上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取

引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について5株を1株にする併合を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上は9月29日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	50,808,430株
株式併合により減少する株式数	40,646,744株
株式併合後の発行済株式総数	10,161,686株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	7,178名（100.00%）	50,808,430株（100.00%）
5株未満	335名（4.67%）	493株（0.00%）
5株以上	6,843名（95.33%）	50,807,937株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様335名（所有株式数の合計493株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	150,000,000株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	30,000,000株

(6) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第102期定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

①上記「1. (1) 単元株式数の変更の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000から100株に変更するために定款第8条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億5,000万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000万株</u> とする。
第7条（条文省略）	第7条（条文省略）
（単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	（単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第37条（条文省略）	第9条～第37条（現行どおり）

(新設)	<p>附則</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第1条 第6条及び第8条の効力発生日は、平成29年10月1日とする。</u></p> <p><u>(附則の取扱い)</u></p> <p><u>第2条 附則第1条乃至第2条は附則第1条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>
------	---

(注) 上記の定款第6条（発行可能株式総数）につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第102期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

平成29年4月26日	取締役会決議日
平成29年6月28日（予定）	定時株主総会決議日
平成29年10月1日（予定）	単元株式の変更の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	株式併合の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	定款の一部変更の効力発生日
平成29年12月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

(注) 上記のとおり、単元株式の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

なお、単元株式数の変更と株式併合によって、当社株式の売買における投資単位（金額）は、従前に比して 2 分の 1 の水準となります。この水準は、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に合致するものです。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例④	800株	なし	160株	1個	なし
例⑤	432株	なし	86株	なし	0.4株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・ 例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式（例②は 20 株、例④は 60 株、例⑤は 86 株）に

つきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。

- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式の取扱いにつきましては後記Q4をご参照ください。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額及びお手続きについては、平成29年12月にご案内することを予定しております。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人みずほ信託銀行株式会社
同連絡先〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間平日9時~17時(土・日・祝日等を除く)

以上